

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年1月6日(2022.1.6)

【公表番号】特表2021-504390(P2021-504390A)

【公表日】令和3年2月15日(2021.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-007

【出願番号】特願2020-529233(P2020-529233)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/74	(2015.01)
A 6 1 K	8/99	(2017.01)
A 6 1 Q	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
C 1 2 N	1/20	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/74	
A 6 1 K	8/99	Z N A
A 6 1 Q	17/00	
A 6 1 P	17/00	
C 1 2 N	1/20	E

【手続補正書】

【提出日】令和3年11月29日(2021.11.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚マイクロバイオームを改変する方法であって、前記方法が、局所用組成物を対象の皮膚に投与することを含み、

ここで、前記局所用組成物が、微生物の集団、前記微生物の集団から得られる組成物、又はそれらの組み合わせを含み；

前記局所用組成物と関連付けられる微生物の集団が、その全長にわたり、配列番号1に記載の16S rRNAに対し、少なくとも97%同一である16S rRNA配列を有するコリネバクテリウム種である、方法。

【請求項2】

前記局所用組成物が、前記微生物の集団を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記局所用組成物が、前記微生物の集団から得られた組成物を含む、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記微生物の集団及び前記微生物の集団から得られる組成物の少なくとも1つが、前記対象の少なくとも1つの皮膚の病状を低減、遅延、及び/又は予防するための治療有効量で前記局所用組成物中に存在する、請求項1~3の何れか1項に記載の方法。

【請求項5】

前記対象の皮膚の病状が、炎症、発赤、色素沈着過剰、しわ、又はそれらの組み合わせを含む、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

前記対象が、ヒトであり、少なくとも18歳であり、任意に約30～約80歳である、請求項1～5の何れか1項に記載の方法。

【請求項7】

前記対象の皮膚が、前記局所用組成物を投与する前の微生物の在来集団を有し、ここで、前記微生物の在来集団が、前記対象の皮膚に投与される前記局所用組成物に関連する前記微生物の集団とは異なる、請求項1～6の何れか1項に記載の方法。

【請求項8】

前記微生物の在来集団が、コリネバクテリウム・クロッペンシュテッティを含み、ここで、任意に、前記コリネバクテリウム・クロッペンシュテッティが、その全長にわたり、配列番号2に記載の参照16S rRNA配列に対し、少なくとも97%同一である16S rRNA配列を有する、請求項7に記載の方法。

【請求項9】

前記局所用組成物が、前記対象の皮膚に手で塗布され、任意に前記局所用組成物が、前記対象の皮膚に擦り付けられ及び／又は揉みこまれる、請求項1～8の何れか1項に記載の方法。

【請求項10】

前記対象の皮膚が、前記対象の顔の皮膚としてさらに定義され、任意に、前記対象の前額部の皮膚としてさらに定義される、請求項1～9の何れか1項に記載の方法。

【請求項11】

対象の皮膚のマイクロバイオームを改変する局所用組成物であって、前記局所用組成物が、

微生物の集団、前記微生物の集団から得られた組成物、又はそれらの組み合わせを含み、

ここで、前記局所用組成物と関連付けられる微生物の集団が、その全長にわたり、配列番号1に記載の16S rRNA配列に対し、少なくとも97%同一である16S rRNA配列を有するコリネバクテリウム種であり； 及び

前記局所用組成物が、局所用医薬組成物又は局所用化粧品組成物の形態である、局所用組成物。

【請求項12】

前記局所用組成物が、前記微生物の集団を含む、請求項11に記載の局所用組成物。

【請求項13】

前記局所用組成物が、前記微生物の集団から得られた組成物を含む、請求項11又は12に記載の局所用組成物。

【請求項14】

前記微生物の集団及び前記微生物の集団から得られた組成物の少なくとも1つが、前記対象の少なくとも1つの皮膚の病状を低減、遅延、及び／又は予防するための治療有効量で前記局所用組成物中に存在する、請求項11～13の何れか1項に記載の局所用組成物。